

第

4

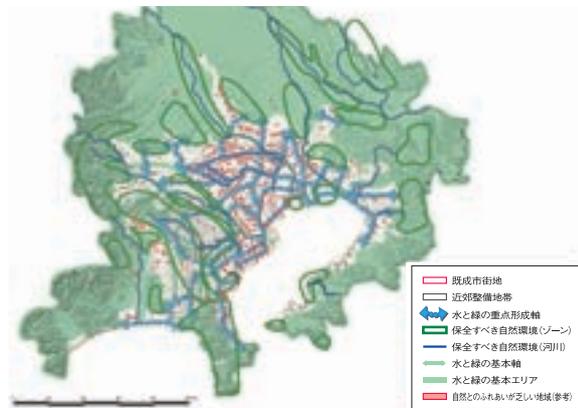
節

環境との共生

1. 都市環境インフラのグランドデザインの進捗

国の都市再生プロジェクト（第三次決定：平成13年12月）に位置付けられている「大都市圏における都市環境インフラの再生」を踏まえ、首都圏における水と緑のネットワークを構築し、都市に潤いを与えることを目的として、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）が平成16年3月に策定された。これは、首都圏における自然環境の将来ビジョンを示したものであり、自然が有する機能を十分に発揮するために関係主体が目指すべき共通目標である「首都圏の自然環境の基本目標」、現在の水と緑のネットワークをより充実・強化するための根幹となる考え方である「首都圏の都市環境インフラの将来像」、そして行政、民間等の多様な関係主体の役割分担を示した「首都圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針」から構成される。

図表 2-4-1 首都圏の都市環境インフラの将来像



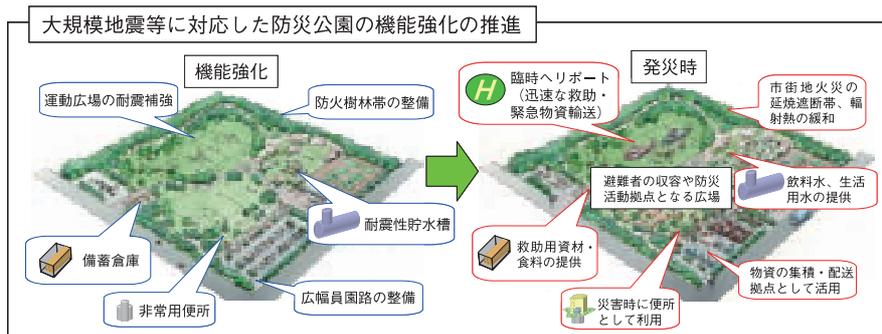
資料：「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）

このグランドデザインに基づき、近郊緑地保全区域の新たな指定をはじめとして、行政や市民、NPO等の多様な主体による取組が進められている。

（公園・緑地等の取組）

首都圏においては、急速な都市化の進展により、緑の減少、野生生物の生息環境の減少、都市の防災性の向上等が大きな課題となっている。このため、自然と人間の共生する緑豊かな都市空間の形成、安全・安心な生活環境の形成の実現に向け、各種制度を活用し、水と緑のネットワーク化や、震災時に深刻な被害が予想される市街地等において、防災公園の整備等が重点的に進められている（図表 2-4-2）。

図表 2-4-2 防災公園イメージ



資料：国土交通省

(地域における取組事例)

東京湾沿岸域においては、快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすい海を取り戻し、首都圏にふさわしい東京湾を創出するための施策が求められている。東京都では現在、東京港中央防波堤内側に区部最大級の大規模な海上公園「海の森（仮称）」の整備を計画している。「海の森（仮称）」の計画地は、昭和48年から昭和62年にかけて区部で発生したごみの最終処分場として使われた場所で、現在は約88haの広大な空間となっている。東京都は、「海の森（仮称）」を東京港の緑や景観のシンボルにするとともに、中央防波堤外側及び新海面処分場に緑の軸を延伸することにより、自然環境の再生やヒートアイランド現象の緩和等に寄与する連続的な緑地空間を確保することを目指している。また、「海の森（仮称）」の整備に当たっては、都民、企業、NPO等と行政が協働した新しい事業手法の展開による公園づくりを進めること等を計画している。

また、神奈川県では、茅ヶ崎市北部に広がる谷戸や雑木林、畑からなる里山の豊かな自然や文化を体験できる「県立茅ヶ崎里山公園」の整備を進めている。現在、全体面積36.8haのうち19.8haを開園し、自然観察会や農業体験等の活動、地域の催し等、様々な活動の場として利用されている。平成14年8月には、地域や実際に公園で活動している市民団体、自治会、福祉団体や行政等で構成される「茅ヶ崎里山公園協議会」を設置し、公園の管理運営、施設の整備や利用の在り方等の検討について、市民と行政の協働により進められている。

図表 2-4-3 東京港「水と緑のネットワーク図」及び「海の森（仮称）」構想（完成予想図）



上：「水と緑のネットワーク図」  
下：「海の森（仮称）」構想（完成予想図）  
資料：東京都



茅ヶ崎里山公園協議会の様子

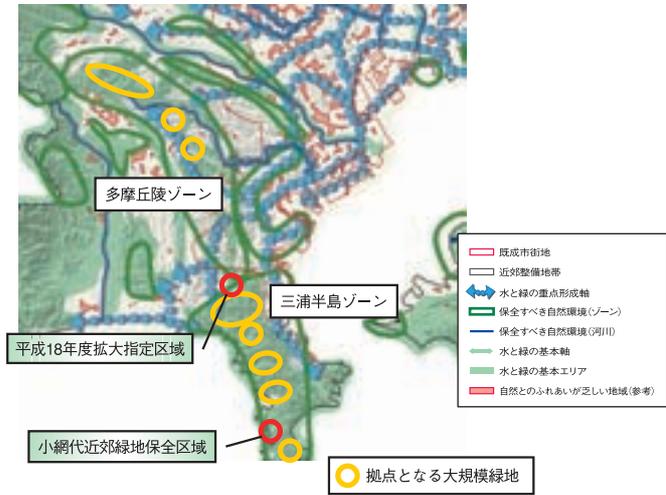
資料：茅ヶ崎市

(近郊緑地保全区域の新たな指定)

ランドデザインの地域別行動方針においては、「保全すべき自然環境」を踏まえ、首都圏近郊緑地保全区域の指定を推進することが示されている。これに基づき、平成17年に「小網代近郊緑地保全区域」の新規指定が32年ぶりに行われ、平成18年度においても、「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」(約998ha)に、約98haを新たに加える区域の拡大指定が行われた。

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、多種の動植物が生息・生育するなど、多様な機能を有する貴重な緑地であり、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵の結節点に位置する大規模緑地である。今回拡大指定された地区(横浜市約47ha、鎌倉市約51ha)は、丘陵部のコナラ・オニシバリ群落等の樹林、谷戸の水辺環境等がまとまりをもって維持され、既指定区域と同様に多種の動植物が生息生育する貴重な緑地である。

図表 2-4-4 近郊緑地保全区域指定箇所(円海山・北鎌倉地区等)



資料：図表 2-4-1「首都圏の都市環境インフラの将来像」により国土交通省国土計画局作成。

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域等



写真左：円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定地区  
(写真中央部)



右上：横浜市栄区荒井沢地区の谷戸の景観



右下：保全区域の南側に連なる三浦丘陵の緑地

資料：神奈川県

## 2. 河川・海域環境の保全・回復

### (1) 首都圏の河川等の水質状況

首都圏の水質状況（平成17年度）については、河川におけるBOD<sup>1)</sup>の環境基準達成率<sup>2)</sup>は首都圏全体で約76%となっており、全国の約87%と比較して低い状況である<sup>3)</sup>。また、湖沼においてはCOD<sup>4)</sup>の環境基準達成率が、首都圏全体で約53%<sup>3)</sup>と依然低い状況である。指定湖沼<sup>5)</sup>については、手賀沼（千葉県）で平成7年度から水質の改善が見られるものの、霞ヶ浦（茨城県）や印旛沼（千葉県）を含め、いまだに全ての測定地点で環境基準を達成していない状況であり、COD値は近年横ばいとなっている（図表2-4-5）。

国や地方公共団体は、引き続き河川環境の整備や下水道の整備等により水質改善対策を実施し、河川や湖沼等の水質改善を推進している。

### (2) 平成18年度の動き

#### ① 荒川水系及び那珂川水系の河川整備基本方針の策定

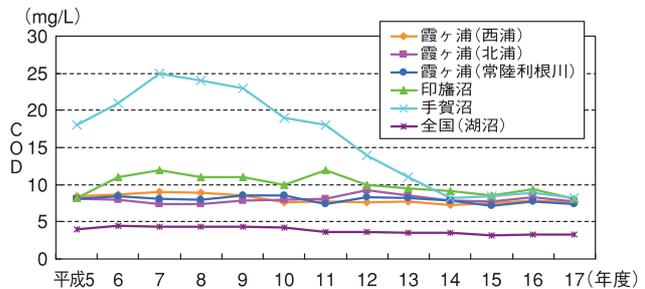
河川整備基本方針は、治水、利水、河川環境等、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を定めるものである。平成18年度に策定した荒川水系及び那珂川水系の河川整備基本方針はともに多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めることを河川環境の整備と保全に関する基本方針としている。

平成19年3月に策定された荒川水系河川整備基本方針では、旧流路、湿地及び干潟などの良好な自然環境を核として流域に広がる自然のネットワークづくりなどに努めることとしている。また、平成18年4月に策定された那珂川水系河川整備基本方針では、良好な河川景観や清らかな水の流れを保全することなどとしている。

#### ② 荒川太郎右衛門地区自然再生事業

荒川は日本の政治・経済・文化の中枢機関が集中する首都圏域を貫流しており、我が国において極めて重要な河川といえる。そのなかで、荒川太郎右衛門地区（埼玉県桶川市・上尾市・川島町）が位置する荒川中流部は、全国的にみても広大な河川敷を有しており、荒川の旧流路に由来する池や湿地といった豊かな自然環境が残されている。しかし、過去に行われ

図表 2-4-5 首都圏における指定湖沼の水質状況（COD年間平均値）



資料：「平成17年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により国土交通省国土計画局作成

1) BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物を分解するために水中の微生物が消費した溶存酸素量。河川の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。  
 2) 環境基準達成率：各水域に指定されている環境の基準が達成されている水域の割合。  
 3) 「平成17年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により、国土交通省国土計画局算出。  
 4) COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費された酸化剤の量を酸素に換算した値。湖沼及び海域の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。  
 5) 指定湖沼：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが高い湖沼であって、水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼について指定。

た砂利採取等に起因する荒川本川の河床低下や旧流路への土砂の堆積などにより乾燥化が進行し湿地環境が減少している。

これらの状況を受け、自然環境を取り戻すために「自然再生推進法」（平成14年法律第148号）に基づき、当該地区の自然再生事業について協議する「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が平成15年7月5日に設立された。

同協議会では平成16年3月に自然再生の全体構想を策定し、その後平成18年5月に流水環境を加えより多様性に富んだ自然環境の再生を目標として変更策定した。この変更後の全体構想では、地域の特色と変遷を踏まえ、その望ましい姿を「70年前の荒川旧流路において太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境」とし、「湿地環境の保全・再生、過去に確認された生物が住める環境の再生、蛇行河川の復元」などを自然再生の目標とし、多様な水域・水際環境創出のための整備等の施策を推進していくこととしている。

図表 2-4-6 荒川太郎右衛門地区（写真下方が下流）



資料 国土交通省

### ③東京湾再生の取組

都市再生プロジェクト（第三次決定：平成13年12月）として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図ることとし、先行的に東京湾について、関係地方公共団体及び関係省庁が連携して、その水質改善のための行動計画を策定することが決定された。

この決定を受けて、平成14年2月に関係省庁及び七都縣市（現在はさいたま市が加入して八都縣市）が東京湾再生推進会議を設置し、平成15年3月には対象期間を今後10年間とした「東京湾再生のための行動計画」を策定した。

行動計画では、東京湾再生の目標を『快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する』とし、関係省庁及び八都縣市は同計画に基づき、陸域汚濁負荷削減、海域における環境改善対策、モニタリング等の施策を推進している。

平成18年度は、行動計画を策定してから3年が経過したことから、3年間の施策の取組状況を確認・分析・評価し、中間評価を取りまとめた。中間評価では、多様な主体との連携・協働による東京湾再生の推進、重点エリア・アピールポイントにおける取組を新たに位置づけた。

### 3. 廃棄物の適正処理の推進

#### (1) リサイクルの推進

全国のリサイクル率は、平成16年度には一般廃棄物で約17.6%（首都圏では約19.4%）、産業廃棄物では約51%であり、徐々に上昇している<sup>1)</sup>。しかし、首都圏では、産業廃棄物最終処分場の残存容量が依然逼迫していることもあり（図表2-4-7）、廃棄物の発生抑制とともに、より一層のリサイクルの推進が求められている。

平成18年度においても、容器包装リサイクル法<sup>2)</sup>、家電リサイクル法<sup>3)</sup>、建設リサイクル法<sup>4)</sup>、食品リサイクル法<sup>5)</sup>、自動車リサイクル法<sup>6)</sup>、資源有効利用促進法<sup>7)</sup>によるリサイクルの推進や、エコタウン事業の推進等により、引き続き循環型社会の形成に向けた取組が進められた。

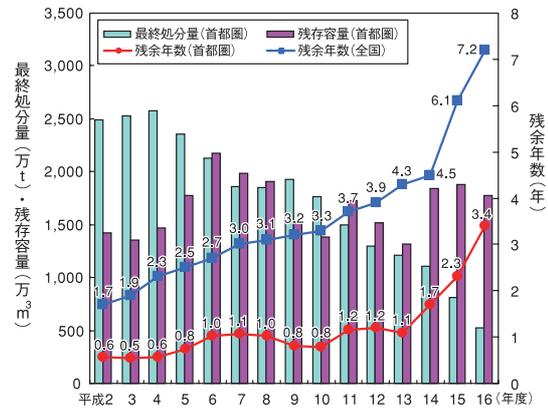
#### (2) 平成18年度の動き

国の都市再生プロジェクト（第一次決定：平成13年6月）に位置付けられている「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」を目指して、東京湾臨海部においては民間事業者による高度リサイクル施設の整備等が進められている。

東京都のスーパーエコタウン事業<sup>8)</sup>においては、食品廃棄物バイオガス発電施設、食品廃棄物飼料化施設（以上城南島地区）がそれぞれ平成18年4月に稼動し、ガス化溶融等発電施設（中央防波堤内側埋立地区）が平成18年8月に稼動したことにより中央防波堤内側埋立地区の施設が全て稼動することとなった。さらに城南島地区で事業を行う4業者を平成18年7月に選定した（完成は平成20年度以降の予定）。4事業者が選定されたことにより、スーパーエコタウン事業に関する全ての事業者が決定した。

スーパーエコタウン内の施設では、都内だけでなく広域からの産業廃棄物を受入処理できる能力を備えているため、首都圏の産業廃棄物の問題の改善に寄与している。

図表 2-4-7 首都圏における産業廃棄物最終処分場の残余年数の経年変化



注：残余年数＝当該年度の処分場残存容量／当該年度の最終処分量（tとm<sup>3</sup>の換算比を1とする）。  
資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

1) 資料 首都圏整備に関する各種データ参照。

2) 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

3) 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）

4) 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

5) 食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

6) 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

7) 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

8) スーパーエコタウン：東京都が廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的として、臨海部の所有地を活用し、民間事業者による廃棄物処理・リサイクル施設を整備する取組